

久喜宮代衛生組合議会  
令和3年第2回定例会議案  
(追加議案)

## 議 案 目 録

議案第10号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	1
議案第11号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	2
議案第12号	久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について	3

## 議案第10号

### 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、「100分の72.5」を「6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」に改める。

第2条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、「6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

#### 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 1 1 号

### 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

#### 埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 1 8 年指令市第 7 4 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

#### 提案理由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第12号

久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について

久喜宮代衛生組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町\*\*\*\*\*  
氏 名 布目かよ子  
生年月日 昭和\*\*\*\*年\*\*\*\*月\*\*\*\*日

令和3年11月24日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

久喜宮代衛生組合の公平委員会委員に欠員が生じ、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

ホームページ用に一部を加工してあります。